

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第1、議案第14号 平成31年度松崎町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第14号 平成31年度松崎町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

詳細は担当課長から申し上げます。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） 国保会計が県との共同事業になったところで、いろいろ複雑になっているのかなって部分もあるんですけど・・・、29年度の決算をみながら勉強したりして・・・、このですね・・・一番見通しとして気になるところが、保険料の・・・これからどういうふうになっていくのかということで、基本的には、保険料は上がらないっていうような説明を伺っているんですけど、その根拠となる理由というかですね・・・を教えてくださいませんか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 29年度の決算と見比べたということで、保険料を上げない根拠ということでございますけれども、一応、30年度からですね、財政改革というような形で・・・あまりそっくりそのまま29年度の決算と見比べてしまいますと、逆にちょっとわかりにくい面がでてくるのかもしれないですけども、保険料を上げない理由っていうのは、それだけ・・・一つには2年遅れで精算される前年度交付金・・・前年度高齢者交付金とか、支払い基金から精算していただくものが昨年と・・・今年も思った以上にですね・・・もらえたものですので、ある程度の余裕ができたということがあります。

それから、保険料を上げるときというのは、県に対して納付金が払えないとき、基金を取り崩しても、なおかつ賄えないときに・・・本当の最後の砦ということで保険料を上げることになりますけれども、現状においては、そういう状況にはまだ至っていないということでございます。

保険料につきましては、昨年度減額した経緯もありますので、また毎年やっていると町

民の皆様にご迷惑を逆におかけしたりしますので、当面は・・・今、県の方でも保険料の県内統一化っていうのを目指して・・・、協議を32年度までにやりたいなっていうようこと・・・そういった動きがあるもんですから、そういった動向を見ながらですね、しばらくは保険料はこのままで、現状維持でいきたいなと考えているところでございます。

○2番（伴 高志君） 全体的なところだったんですけど、財源的な内訳ってのは、基金の・・・種類だとか色々あるかと思うんですけど、繰り入れる場合の・・・、その基金の状況とか・・・、まあ、一般財源から・・・、歳出の方でみますと・・・、ご説明があったとおり、被保険者の数が減少っていうのもあって、その見込みも入れて1千300万少なくな見込んでいるということですけども、あの・・・基金の状況っていうのは、どこかにわかりやすいものっていうのはありますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 皆さんお手元にあります予算書をずっとめくっていきますと、後ろの方にゴム印で押されている1っていうので、議案第14号資料というのがあるのかなと思いますけど、議案第14号資料で、棒グラフのある資料でございます。

そちらの右側に、基金年度末保有額というのがございまして、30年度末での見込みでは1億4千万円ほどの基金を一応有しておりますということでございます。

○5番（藤井 要君） 7ページ当たりになりますけども、あの・・・滞納繰り越し分ということで、いろいろ出てくるわけですけども、滞納繰り越し分の関係は・・・大体いつも、毎年毎年というか、同じような人たちが滞納を繰り返しているよというようなことなのか、ということで、だいたいどの位の方が・・・、まあ収納率は先ほど、大体93だ94といたしましたけれども・・・、また、この方たちの・・・、低所得者っていったら何かおかしいことになるのかもしれないですけど、その方たちが多いのかなあっと感じるわけですけども、そういう方々に対しての救済措置みたいなのが、何かそういう手当がしているのか、そのようなことがあればお聞かせ願いたいと思います。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 7ページの滞納繰越の関係になります。2月の末現在ですね・・・、滞納繰越、あくまでも過年度の分の滞納繰越になりますが、こちらの方が80名おります。金額といたしましては、1,600万円ほど未納というような形で残っております。

内容を見ますと、やはり・・・かなりですね生活が苦しい方がちょっと多いのかなということが見受けられます。また、今までは固定資産税に対しては資産割がかかっていたものですから、かなりちょっと金額が高い家屋ですとか、広い土地を持っている方にやっぱりどうしても税額が高くなりまして・・・、その方は国保もそうなんですが、通常の町税の方なんかで

も滞納がございまして、やはりちょっと重複して滞納している方が多く見受けられます。中には、住民税当たりもやっぱり滞納している方が多くなっているものですから、そのような方がかなり・・・ちょっといるのかなというふうには考えております。

(議長(土屋清武君) 救済措置を・・・)

○健康福祉課長(新田徳彦君) 救済措置につきましては、軽減措置というのがございまして、7割5割2割ということで、その所得に応じて、一応そういう救済が受けられるような形になっております。

その財源につきましては一般会計から・・・、国県から4分の3、町が4分の1を支出するというような形で賄われております。

○3番(渡辺文彦君) 今の件でちょっとお伺いたいんですけども・・・、2割とか3割とかの軽減措置に対して・・・、国保は今回、県が一括で保険者ってことになっているわけだけでも、これは2割とか3割とかっていうその基準は、各市町で決められるんですか、それとも県下でも統一された基準になっているんですか。

○健康福祉課長(新田徳彦君) この制度については全て国で一律、決められております。

○3番(渡辺文彦君) 高額医療のところ、資料2ですね。高額医療費一般のことが書かれているんですけども、最初からあるんですけど、一般が若干増加気味かなっていうのが傾向としてみられるわけですけども、人数とその・・・、今回、増額に・・・ドンドン増えている要因になっていることを説明いただければ。

○健康福祉課長(新田徳彦君) 人数・・・、一応、グラフの方をみていきますと、やはりちょっと増加気味にあるのかなっていうことで、一応、先ほどの説明でもお話しさせていただきましたけれども、本年度の一人当たりの調定額に、来年度の予想される被保険者数で乗じているわけですけども・・・、来年度についてはですね、2257人を一応見込んでおります。それに一人当たり的高額療養費の単価が大体3,492円ですか・・・、それに掛ける12ヶ月、それに上昇率9%を見込みまして31年度の一応予算額っていうのを・・・、まあ、足らなくなるというようにということで、若干多めに見込んでいるところでございます。

○3番(渡辺文彦君) 高額医療にかかっている・・・その治療的な面で、いま一番大きな負担になっているというのが・・・、今後そういう意味では、町もそういうことを予防していかなければいけないと思うわけですけど、その辺はどういうところが高額医療の対象になってきていますかね。

○健康福祉課長(新田徳彦君) あの・・・一応、高額療養費が一番かかるっていうのは、大体

心臓の手術ですとか・・・、脳血管系の障害のそういった手術ですね、脳梗塞ですとか蜘蛛膜下ですとか、そういった高度な医療技術が・・・要するものが手術でかかってくるとそういうのが今、一番高い状況でございます。ですから年によって大きな手術が2・3件ボンボンとくると、一気に医療費の方も上がってくるものですから、その辺については我々の方も、毎月の支払いでですね、大きなものがないかどうかというの、一応、担当の方と確認をしているところでございます。

○議長（土屋清武君） 他に、質疑ありませんか。

○5番（藤井 要君） 23ページになりますけれども・・・ちょっとまた細かく、教えていただければと思いますけれども・・・、一番下になりますけれども出産育児一時金の関係、これは7件見込んでいるということなのと、単純計算すると一件当たり40万円ってことになるのかな、これは、ちょっとどのような内容っていうか・・・支援その・・・金額の内容みたいなのが・・・、明細がわかればお願いします。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 一人ですね、42万円で見えております。来年度、一応7件分ってことでみております。昨年が10件分ですかね・・・見ておりますけれども、あの・・・一応、その出産にかかる費用ですね・・・それを出産育児一時金というような形でお支払いしているわけですが、こちらにつきましては、一般会計からの繰入金をやっているところでございまして、3分の2を一般会計のほうから見てもらってですね、支出しているというような状況でございます。ですから、子供が生まれると、このお金を支出するというような形になります。

○5番（藤井 要君） 7件・・・、なんか少くないかなと思うんだけど・・・、そこら辺はどう考えているのかな。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 確かに、7件ってことで・・・、29年度の実績が5件、28年度が7件というような形になってます。これは、あくまでも国民健康保健の被保険者が対象になりますので、いわゆる社会保険ってみたい被用者保険の方みたい・・・共済に入っている方は対象にならないもんですから、そういうことでご理解をいただきたいなと思います。

○議長（土屋清武君） 他に、質疑ございませんか。

○2番（伴 高志君） 今のところの関連で、町の制度で出産祝い金ってことはありますけど、それと重複するようなどころもあるかなと思ったんですけど・・・、それは逆に良いことかなと思いますけど・・・、そうすると、例えば国保に加入していれば、そういうことはあるってことになりますか。これはこれで、出産祝い金とまた別のものになるんですか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 出産祝い金は、町の単独事業でございます。全国の自治体で、もしかしたら出産祝い金をやってないところもあるかもしれませんが、当町の場合は第1子、第2子については一応10万円、3子以降は20万円ということで、これとは別にですね、町の単独事業という位置づけで祝い金を差し上げているということでよろしいでしょうか。

○2番（伴 高志君） 出産祝い金っていうのは、すごい、いい制度だなっていうのもあるんですけども、やっぱり松崎町に一年は住んでないとその・・適応されないっていうことになりますよね、出産祝い金の方は。

○健康福祉課長（新田徳彦君） あくまでもですね、出産祝い金は・・ご存じのとおり一般会計の地域福祉推進事業費の方にありまして、町の単独事業でございますので、ここにあるのは、制度として出産育児一時金というのを支給されているということで、それはちょっと別に考えていただきたいなと思います。

○議長（土屋清武君） よろしいですか。他に、質疑ありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 今回、県の方に国保の保険者が移ったことで、町としてみては、移行されて良かったなあと考えてますか、それともちょっとやっぱり問題があるのかなあとか、その辺あったら。僕としてみれば、保険料もなんか上がってかない傾向にあるから、移行されて良かったのかなあと印象を受けているわけですけども、その辺の感じ・・、

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今回の30年度からの財政改革ですね、県と市町で共でというような形になったわけですけども、それまでっていうのは、先ほどいいました、高額な医療費ですね・・、手術1件当たり1千万クラスのもの3本4本続いてしまいますと、あっという間に保険給付費・・圧迫されてしましまして・・、じゃあ保健給付費・・予算がなくなった場合にどうしようかと、お金を県の方から借りなければならないのかとか、基金を取り崩さなければならないのかと・・そういう心配が多々ありました。

ですけども、今回の30年度からの制度っていうのは、いわゆる財布が大きくなったというようなことで理解をして良いのかなと思うんですけども、要はそのかかった医療費の分だけ県の方が、その分はお金で・・歳入の方では県からの交付金という形で措置されておりますけれども、その分が入ってきますので、そういう意味では安心して運営できますし、それが、町民の皆様への・・、まあ迷惑をかけないってことにも繋がるものですから、私個人的にはですね、こういう改革がされて良かったのかなと考えているところでございます。

○議長（土屋清武君） 他に質疑、ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) ないようでありますので、この辺で質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と叫ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と叫ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成の討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第14号 平成31年度松崎町国民健康保険特別会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---